

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

### 鳥取県公安委員会規則第7号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(総務課) 第3条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(6) 略 (7) <u>被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。</u> 2～4 略	(総務課) 第3条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(6) 略 (7) <u>被疑者取調べの監督に関すること。</u> 2～4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。